

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年うるま市条例第22号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき、固定資産税の課税免除を行うことにより、本市産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)第6条第2項の規定により定められた同項第2号の観光地形成促進地域をいう。
- (2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項の規定により定められた同項第2号の情報通信産業振興地域をいう。
- (3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項の規定により定められた同項第2号の産業イノベーション促進地域をいう。
- (4) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第41条第2項の規定により定められた同項第2号の国際物流拠点産業集積地域をいう。
- (5) 離島 沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号。以下「沖振法施行令」という。)第1条の規定により定められた島をいう。
- (6) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (7) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設をいう。
- (8) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は法人税法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、同法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(同法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、同法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、同法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。))にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。))に限る。))の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、同法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、同法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、同法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、同法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、同法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、同法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。))について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(離島の地域における課税免除)

第7条 市長は、離島の地域内において、沖振法第3条第3号の規定により離島として定められた日から令和7年3月31日までの間に、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。)の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であって、取得価額の合計額が500万(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人(新設又は増設を行うものに限る。))にあっては1,000万円とし、同号に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円とする。)以上のもの(同令第28条の9第12項に規定する確認が有る場合に限る。以下この条において「対象設備」という。))の新設、改修(沖振法第88条に規定する改修をいう。))又は増設(資本金等の額が5,000万円超である法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。))をした青色申告者等について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地(同法第3条第3号の規定により離島として定められた日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第8条 市長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が令和7年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。)から令和7年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。))について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

(課税免除の申請)

第9条 第3条から前条までの規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に対し課税免除の申請をしなければならない。

(申請事項等の変更による届出)

第10条 前条の規定により、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事実が生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条に定める申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(課税免除の取り消し等)

第11条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消し、又は停止することができる。

(1) 第3条から第8条までのいずれかに規定する課税免除の要件を欠いたとき。

(2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止し、若しくは廃止の状態にあると認められるとき。

(3) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、課税免除の適用を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により課税免除の決定を取り消した者に対し、相当額の固定資産税を賦課徴収することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日以前に改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例第3条から第8条までの規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日以前に改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例第3条から第8条までの規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日以前に改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例第3条から第7条までの規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「新法」という。)第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第29号)第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

4 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下「旧法」という。)第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

5 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

6 令和4年4月1日から同年9月30日(その日までに、新法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間に旧法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

附 則(令和4年12月26日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条例第8条の規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。